

浜田市告示第 12 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 18 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 供用開始の内容

路線 番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷 地 の 幅 員 (m)	
		終 点		最大	最小
03-03-169	浜田 169 号線	浜田市浅井町 272 番地先	163.3	最大	5.3
		浜田市浅井町 1428 番 21 地先		最小	4.6